

1. 商品名 (通称)	定期積金
2. 販売対象	個人 および 法人
3. 契約期間	6 ヶ月以上 3 年以内
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 受入金額 および 受入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間内で掛金を分割受入れ ・ <定額式> 1 回あたりの掛金 — 500 円単位 ・ <目標式> 給付金額が 1 万円以上 1 万円単位となるように掛金を設定します (1 円単位) <p>注. 目標式は新規のお取扱いを停止しています</p>
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します
6. 給付補填備金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します ・ 満期日以後に一括して支払います ・ 計算単位を 100 円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します ・ 個人：源泉分離課税（源泉徴収：税率 20.315%） （復興特別所得税を含みます） ・ 法人：総合課税（源泉徴収：税率 15.315%）
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	普通預金等からの自動振替による受入れができます
9. 中途解約時 の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、「初回払込日から解約日の前日までの期間」について、「解約日における普通預金利率」により計算した利息とともに払戻します ・ 契約期間中に掛金総額に達していない場合は、「初回払込日から解約日の前日までの期間」について、「解約日における普通預金利率」により計算した利息とともに払戻します
10. リスクに関する 重要事項	預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます
11. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>
12. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べするか、または、当初契約時の店頭表示の利回り（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます ・ 満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・ 利回りについては窓口でお問い合わせください